

者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照
ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の「別
添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出 5 営業日前
までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

◇ 評価結果の通知：2025 年 7 月 4 日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価
結果の説明を取り止めます。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- | | |
|------------------|------|
| ① 業務実施の基本方針 | 16 点 |
| ② 業務実施上のバックアップ体制 | 4 点 |

(2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|----------------|------|
| ① 類似業務の経験 | 40 点 |
| ② 対象国・地域での業務経験 | 8 点 |
| ③ 語学力 | 16 点 |
| ④ その他学位、資格等 | 16 点 |

(計 100 点)

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	タイ及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

タイ政府は、経済成長を大幅に推進するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）とカーボンニュートラルを達成するため、バイオ・循環型・グリーン経済（BCG）モデルを発表した。さらに最近、タイ政府はBCGエコノミーを推進するための5カ年戦略計画を承認している（Bangkok Post, 2021）。同様に、日本政府は2050年までにカーボンニュートラル社会を目指すことを宣言した（2020年）。これらの政府方針はいずれも、バイオマス由来の燃料や化学物質を含む再生可能資源の利用を奨励している。

両国のカーボンニュートラル実現への方針において、バイオマス原料の選択とその変換技術の開発が最大の関心事である。そこで本研究構想ではバイオマス原料として水生バイオマスに着目した。東南アジア諸国は、水生および海洋生態系が豊かなため、ブルーカーボンと呼ばれる藻類、海草、マングローブなどが豊富であり、これら水生植物に蓄積された炭素は、化石燃料の代替エネルギー源や高価値化学物質の代替原料として利用できるはずである。一方で、「炭素吸収源」と考えられている熱帯雨林は森林破壊によって徐々にその能力を失いつつあり、木質バイオマスを燃料源と利用することは今後難しい。そのため水生バイオマスの利用に注目が集まっている。水生バイオマスの資源化は、陸上バイオマスの利用に伴う食糧安全保障や土地利用問題（農地面積の確保）を引き起こす恐れが低く、再生利用可能でカーボンニュートラルの達成に貢献できると期待される。

本事業では、ASEAN地域の持続可能な発展に貢献するため、「水熱法」をコア技術として、藻場・浅場等の海洋生態系に取り込まれるブルーカーボンバイオマスの資源化を目指す。ブルーカーボンの高効率な培養技術を確立するとともに、マイクロ波・カーボン触媒を用いてブルーカーボンを化成品、素材、バイオ燃料へと資源化

する技術体系を確立する。バイオ燃料発電施設を地域マイクログリッド（小規模エネルギー網）に統合する技術経済評価についても検討する。

7. 業務の内容

本業務従事者は、SATREPSの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）準備業務（2025年8月中旬～2025年8月下旬）

- ① 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- ② タイ側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する（事前にJICAを通じタイ側関係機関等に配付の予定）。
- ③ プロジェクトのPDM（Project Design Matrix）案、PO（Plan of Operations）案を検討する。その他、現地協議用資料等の作成に協力する。
- ④ 支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習・男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して反応するための取り組みをPDMに反映させる。具体的なPDM反映に際してのステップは以下のとおり。
 - ・プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定、設定する。
 - ・ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。

- ・ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。

⑤ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務 (2025年8月下旬～2025年9月中旬)

- ① JICAタイ事務所等との打合せに参加する。
- ② タイ側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。必要に応じて、PDMやPOに関する説明をタイ側関係機関に対して行う。
- ③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報・資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。
 - ア) 要請背景・内容
 - イ) 関連する開発計画、政策、制度
 - ウ) 関連各組織
 - (a) 所掌業務、組織体制、根拠法
 - (b) 人員体制
 - (c) 役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制
 - (d) 予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み
 - エ) 本プロジェクトに関連する他援助機関 (EU、世界銀行、NGO等) の活動動向、連携の可能性
- ④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案 (プロジェクトの協力期間、実施体制、討議議事録 (R/D : Record of Discussions) を他分野の団員とともに検討する。
- ⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D (案) (英文) 及び協議議事録 (M/M : Minutes of Meetings) (案) (英文) の作成に協力する。特に、PDM (案) の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス¹を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。
- ⑥ 実施機関に対するR/D (案) を含むM/M (案) の説明に参加し、必要に応じて内容の説明、補足を行う。
- ⑦ 担当分野に係る調査結果をJICAタイ事務所等に書面によって報告する。

¹ 技術協力 開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA

(3) 整理業務 (2025年9月中旬～2025年9月下旬)

- ① 報告会、打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ② プロジェクトを巡る状況分析や評価6基準の観点から、リスク管理チェックシート(案)に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。
- ③ 評価6基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表(案)を作成し、その取りまとめに協力する。
- ④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書(案)を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) 業務完了報告書

2025年9月30日(火)までに提出。

次の①～④、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

- ① 事業事前評価表(案)(和文・英文)
- ② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)
- ③ 議事録(担当分)(和文)
- ④ PDM・PO(案)(英文・和文)

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版の「X I. 業務実施契約(単独型)」及び「別添資料2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

● 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もって

ださい。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2025年8月31日～9月14日を予定しています。

本業務従事者は、JICAの調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 協力企画 (JICA)
- ウ) 研究総括 (研究者代表)
- エ) 研究主幹 (JST)
- オ) 評価分析 (本コンサルタント)

これに加え、JICAと連携して事業実施を担う国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST) からのオブザーバー参加があります。

③ 便宜供与内容

JICAタイ事務所よる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳傭上：なし
- オ) 現地日程のアレンジ：JICAが必要に応じアレンジします。なお、JICA団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- カ) 執務スペースの提供：JICAが必要に応じアレンジします。

(2) 参考資料

- ① JICA社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チームから配付します。配布を希望される方は、imgne@jica.go.jp宛にご連絡ください。なお、資料は受

注者を除き、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての仕様、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出もしくは失注後に速やかに破棄してください。受領とともに同意いただいたものとしします。

- ・ 要請書（英文）
- ・ 研究提案書

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

- ・ 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html

- ・ ジェンダー関連

<https://www.jica.go.jp/activities/issues/gender/materials/guidance.html>

(3) その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タイ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることが

できない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上